

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2022
 毎月1回1日発行 定価 100 円・〒共



只見川 (ただみがわ)

編集部撮影

只見川は、福島県の会津地方を中心に流れる阿賀野川水系の1級河川である。阿賀野川水系最大の支川であり本川である阿賀川の上流部よりも流路が長い。群馬県と福島県の境界にある尾瀬沼に源を発し、尾瀬を西へ流れる。

(カラー版は <https://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

暑中お見舞い申し上げます 令和四年盛夏

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

会長 前田 豊

専務理事 塚本 勝利

常務理事 井戸 謙之介

一般社団法人 東京都溶接協会

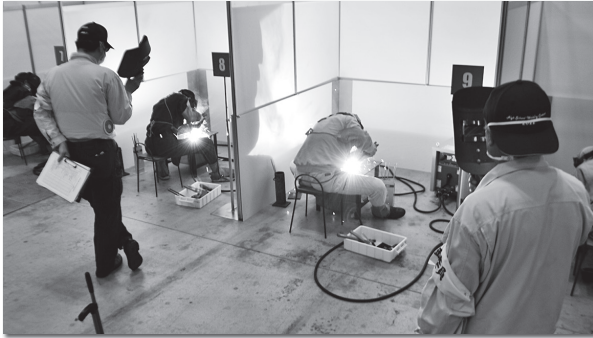
会長 横田 文雄

専務理事 三浦 繁夫

株式会社 三浦事務所

取締役社長 三浦 繁夫

1都12県(26名)の高校生が出場



東京ビッグサイト会場での競技風景



東京都代表2選手が出場した第3組

東京都溶接協会所属会員 企業紹介 溶接甲子園推進企業

株式会社シラヤマは昭和24年に創業以来、今日にわたり技術開発と研究を重ねて参り広範囲のあらゆる分野におけるニーズに応えるべく精進致してまいりました。

創業時はスチールを中心とした製品とその技術が主流でしたが、その後ステンレス、アルミ材等の製品技術が開発され、近年においては複合都市創りを担うべく景観を重視した設計品を始めとしてあらゆる産業分野においても、新時代に向けて新素材、特殊カーテンウォール等の開発と新技術の研究が急速な進歩で進められております。

株式会社シラヤマにおいても高精度の設備と新技術により新しい産業体系の変化に応えるべく、新たな技術開発と共に、蓄積されたノウハウと強力な生産ラインと万全の体制を整え、多様化するお客様のニーズとご期待にお応え致します。何卒ご愛顧とご下命の栄を賜りますようお願い申し上げます。 代表取締役会長 白山 良一

株式会社シラヤマ

●本社(経理・総務)
〒132-0035 江戸川区平井2-1-8
TEL 03-3682-8355
FAX 03-3682-7160



第12回 関東甲信越高校生溶接コンクール 同時開催 北陸高校生溶接コンクールを開催

7月16日・東京ビッグサイト

東部地区溶接協会連絡会(安井健二・茨城県溶接協会会長)は「第12回関東甲信越高校生溶接コンクール」同時開催北陸高校生溶接コンクールを開催した。7月16日に東京ビッグサイト(国際ウェルディングショー内)を会場に東部地区溶接協会連絡会所属の関東甲信越地区代表20名と北陸地区代表の6名、計26名の高校生が集い、日ごろの

練習の成果を競い合った。東京都溶接協会からは昨年12月の東京都予選を勝ち抜いた、東京都立科学技術高等学校の中嶋岳楽選手と東京都立練馬工業高等学校の前田大地選手の2名が出場した。日本溶接協会東部地区検定委員会による審査を経て競技翌日に結果を発表した。当日の表彰式はコロナ対策の為行わず成績優秀者には後日、選

手が所属する各県溶接協会経由で最優秀賞・優秀賞・優良賞を授与した。10回大会から採用した超音波探傷試験も加わり、外観審査のみならず内質の状態も審査対象となっている。今大会の最優秀賞は福井県立科学技術高等学校の花村駿希選手が獲得した。東京都代表の2選手は健闘したが入賞には及ばなかった。高校生溶接コンクールは全国各地、各県ですますます広がりをを見せており、日本のものづくりを支える製造業の担い手を育成することが必要となるため、今後も開催は増加していくことが予想される。

手が所属する各県溶接協会経由で最優秀賞・優秀賞・優良賞を授与した。10回大会から採用した超音波探傷試験も加わり、外観審査のみならず内質の状態も審査対象となっている。

WES溶接管理技術者(2級) 《 受験直前対策講習会 》

溶接管理技術者【2級受験者】のための研修会(日本溶接協会主催)を受講して、口述試験が免除されても筆記試験で4割程度の方が不合格となっています(出典:日本溶接協会/2011~2020年)。

そこで、筆記試験対策に焦点を当てた直前対策講習会を開催いたします。過去の頻出問題を抜粋し実戦演習・解説を行います。

講習日: 10月9日(日) 9:00~17:00

会場: 産学協同センタービル 4階講堂(江東区大島3-1-11)

定員: 25名(日本溶接協会の管理技術者研修を2年以内に受講された方・定員になり次第締切)

受講料: 会員=19,000円・一般=21,000円(いずれも税込・直前対策演習問題集含む)

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島3-1-11

TEL 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

<https://www.jwes-1st.jp>

特別教育用テキストのご案内



A4版 定価 1,680円(税込)
+別途送料

クレーン運転の特別教育テキスト

目次

- 第1章 クレーンに関する知識
- 第2章 クレーンの取扱い
- 第3章 原動機及び電気に関する知識
- 第4章 運転のために必要な力学の知識
- 第5章 労働災害事例
- 第6章 関係法令

クレーン運転の特別教育講習の教材として、判りやすく解説しています。

申込み先

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

URL <https://www.bcsa.or.jp>

(当協会の各事務所・本部において販売しています。お問合せください。)



その他テキストや、
注文書はこちらから

〈職場におけるハラスメント防止対策が強化されました〉

事業主（所謂中小事業主も含む）に対し、2022年（令和4年）4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されました。

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。ただし、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は対象となりません。

〈事業主に課される義務〉

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発
- 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発

2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知
- 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにする

3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- 事実関係を迅速かつ正確に確認
- 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- 再発防止に向けた措置を講ずること
- 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知。（性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む）
- 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発

職場におけるパワハラ3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例)・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素を総合的に考慮して判断することが必要です。当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等。また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

〈職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例〉

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列举ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1)身体的な攻撃 (暴行・傷害)	①殴打、足蹴りを行う ②相手に物を投げつける	①誤ってぶつかる
(2)精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)	①人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む ②業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	①遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ②その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3)人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	①自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ②一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	①新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ②懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4)過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なこと等の強制・仕事の妨害)	①長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ②新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	①労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ②業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
(5)過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	①管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ②気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	①労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
(6)個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)	①労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ②労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	①労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ②労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報（左記）について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL <https://www.bcsa.or.jp>

種類	講習名	2022年8月～11月	
技能講習	玉掛け技能講習	茨城 10/13 栃木 8/2 9/6 10/4 11/8 埼玉 8/16 9/6 11/8 甲信 8/8[追加] 8/25 9/21 10/13 11/1	
	床上操作式クレーン運転	茨城 11/17 栃木 9/20 10/18 埼玉 8/23 10/25 11/15 甲信 9/8 10/20 11/17	
	小型移動式クレーン運転	栃木 9/26 甲信 8/3 11/28	
	フォークリフト運転	栃木 8/23 9/12 10/11 10/21 11/15 埼玉 9/13 10/12 11/22	
	ボイラー取扱 普通第一種圧力容器取扱作業主任者 はい作業主任	南関東 8/1 南関東 11/30 栃木 11/29	
	特別教育	クレーン運転特別教育	栃木 8/8 9/29 10/25 11/24 甲信 8/30 9/13 10/25
		フルハーネス型安全帯 使用作業の特別教育	福島 11/2 いわき 8/31 9/28
安全衛生教育	天井クレーン定期自主検査者	茨城 9/14	
	移動式クレーン定期自主検査者	甲信 8/6 南関東 10/18	
	移動式クレーン運転士	南関東 9/11	
	玉掛け業務従事者 フォークリフト運転業務従事者	栃木 8/30	

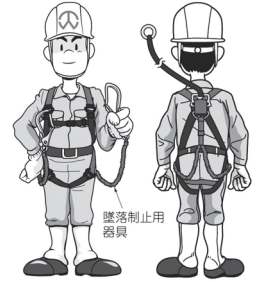
「フルハーネス型安全帯 使用作業の特別教育」

— 開催のご案内 —

平成31年2月1日以降は、墜落制止器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業は、特別教育が必要になりました。

当協会でもフルハーネス型安全帯使用作業に係る特別教育を実施しています。この機会に受講のご検討をいただけますようご案内申し上げます。

受講に関するお問い合わせは、下記の開催事務所の電話番号にお願いいたします。



墜落制止用具

★日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。URL <https://www.bcsa.or.jp>

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	茨城事務所	〒300-0875 土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
東京事務所	〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館4階	TEL 03-3685-5445 FAX 03-3685-5746	栃木事務所	〒322-0016 鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
千葉事務所	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル3階	TEL 043-222-2626 FAX 043-222-3434	甲信事務所	〒400-0212 山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512
埼玉事務所	〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	福島事務所	〒963-0547 郡山市喜久田町卸3-39	TEL 024-963-1855 FAX 024-963-1866
神奈川事務所	〒221-0853 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第2米林ビル7階	TEL 045-324-2860 FAX 045-316-8768	いわき事務所	〒971-8181 いわき市泉町本谷字作123	TEL 0246-58-9300 FAX 0246-58-9301
南関東講習センター	〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館4階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	※厚生労働大臣登録検査機関としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。		

一、日時・会場
 学科Ⅱ 九月十三日(火) 午前九時五十分～十二時
 実技Ⅱ 九月十三日(火) 午後一時～午後五時

二、受講料(税込)

被覆アーク溶接	会員 一五、八〇〇円 一般 一六、八〇〇円
炭酸ガス半自動溶接	会員 一八、八〇〇円 一般 一九、八〇〇円

学科のみの受講も可(三、七〇〇円税込)

JIS溶接評価試験 受験準備講習会

日時・会場

- 九月十七日(土) 東京都溶接協会
- 九月十八日(日) 東京都溶接協会
- 十月一日(土) 東京都溶接協会
- 十月二日(日) 東京都溶接協会

予告

- 十月十五日(土) 東京都溶接協会
- 十月十六日(日) 東京都溶接協会
- 十一月十二日(土) 城東職業能力開発センター1
- 十一月十九日(土) 東京都溶接協会
- 十一月二十日(日) 東京都溶接協会



(申込先)
 一般社団法人
 東京都溶接協会
 東京都江東区大島3-1-11
 産学協同センター内
 TEL 03-3685-5448
 FAX 03-3682-4902

1日▽水の日 大宮氷川神社祭

2日▽青森ねぶた祭(～7日) 八戸三社祭

3日▽秋田竿燈(～6日)

5日▽山形花笠祭(～7日)

6日▽広島平和記念日 仙台七夕(～8日)

7日▽立秋 鼻の日

9日▽長崎原爆の日 高知よさこい祭(～12日) 京都清水寺千日詣り(～16日)

11日▽山の日 京都清水寺千日詣り(～16日)

12日▽徳島阿波踊り(～15日)

13日▽月遅れ盆迎え火

14日▽奈良春日大社万灯籠

15日▽終戦記念日 全国戦没者追悼式 月遅れ盆

16日▽月遅れ盆送り火 京都・箱根大文字 千葉だたら祭(～22日) 伝教大師誕生会

20日▽鎌倉市鎌倉宮祭

23日▽処暑

25日▽東京亀戸天神祭

26日▽富士吉田火祭

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。

八月 葉月 はづき